

要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年11月13日

要望団体名：大槌山田紫波線道路整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
<p>【主要地方道紫波江 繋線】 ① 一般国道456号と の交差点等改良につ いて</p>	<p>一般国道456号との交差点付近については、食い違い 交差点の解消を図るため、「星山区」として整備を進 めており、交差点部分については、令和5年度に供用 開始しました。 令和6年度は、残る区間の道路改良工事を進めてお り、今後とも地元の御協力をいただきながら整備推進 に努めていきます。</p>	A
<p>【主要地方道紫波江 繋線】 ②③ 通称「折壁峠」 の改良について</p>	<p>折壁峠については、早期の整備は難しい状況ですが、 交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら 総合的に判断していきます。</p>	C
<p>【主要地方道紫波江 繋線】 ④ 宮古市江繋「大畑 地区からタイマグラ 地区」の改良について</p>	<p>大畑地区からタイマグラ地区間については、早期の 整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予 算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C
<p>【主要地方道大槌小 国線】 ⑤⑥ 土坂峠トンネ ルの早期事業化につ いて</p>	<p>主要地方道大槌小国線については、令和元年度まで に宮古市小国地区から大槌町金澤地区間のうち、早期 に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整 備が完了したところです。 残る区間の整備については、急峻な地形であり、長 大トンネルを含む大規模な事業となることが想定され ることから、慎重な検討が必要であると考えており、 公共事業予算の動向や、復興道路開通後の交通の流れ の変化なども考慮しながら、総合的に判断していきま す。</p>	C

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類